

令和6年7月24日(水)実施

令和5年7月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議(議長:内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画))において、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」がとりまとめられました。

弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たないうえ、子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できずに、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい状況があります。

そのため、「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題だとして、

- (1)加害を防止する強化策
 - (2)相談・被害申告をしやすくする強化策
 - (3)被害者支援の強化策
- などの取り組みが進められています。

こうした現状を踏まえつつ、子どもや若者が性被害に遭わないための未然防止策、及び子どもや若者が性被害に遭ってしまった際の被害者支援について、行政としてどのような取り組みや支援策が考えられるか、グループで話し合い、意見をまとめてください。

令和6年7月25日(木)実施

少子高齢化・人口減少社会の進展に伴う後期高齢者の増加や生産年齢人口(15～64歳人口)の減少により、将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう、担い手を確保することは重要な課題ですが、国内人材の確保等の取り組みを講じてもお介護・福祉分野では慢性的な人材不足が続いています。

これに対処するため、現在、国が創設した4つの制度(※)により、外国人介護人材の受け入れが進められており、府内での受け入れ人数も平成29年度の技能実習及び特定技能制度の創設以降、年々増加しています。

また、これまで利用者に対するケアの質の確保や適切な指導体制の確保、権利擁護、在留管理等の観点から施設での介護しか認められていなかった技能習得と特定技能の外国人介護人材について「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の議論の中では、研修の受講などの条件を満たせば訪問系介護サービスに従事することを認めるとする案も示されたところです。

上記を踏まえ、今後も外国人介護人材を受け入れるにあたって、どのような課題があり、どのような支援が必要になると考えられるか、グループで話し合い、意見をまとめてください。

(※)4つの制度～EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能1号